

## 軽課対象車両

対象車	内容	対象車（詳細）
乗用営業用	税率を概ね75パーセント軽減	電気自動車等
	税率を概ね50パーセント軽減	令和12年度燃費基準90パーセント達成かつ令和2年度基準達成車
	税率を概ね25パーセント軽減	令和12年度燃費基準70パーセント達成かつ令和2年度基準達成車
乗用自家用 貨物営業用・自家用	税率を概ね75パーセント軽減	電気自動車等
	税率を概ね50パーセント軽減	適用なし
	税率を概ね25パーセント軽減	適用なし

※「電気自動車等」とは電気自動車及び天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10パーセント以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）とする。

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75パーセント低減達成車（4つ星）又は平成30年排出ガス基準50パーセント低減達成車に限る。